

## 与路小・中学校留学里親制度実施要綱

(平成26年7月4日告示第16号)

改正 平成29年3月5日告示第4号

改正 令和6年4月1日告示第 号

### (目的)

第1条 この制度は、瀬戸内町立与路小・中学校（以下「本校」という。）に入学または転学を希望する児童・生徒を里親の協力を得て、留学生として受け入れ、「島の宝100景」にも選定された豊かな自然環境や地域住民の温かい人情にふれあう学校教育や地域での活動をとおして、児童・生徒相互の豊かな感性や自ら学ぶ力などを育成するとともに、本校の存続と教育の振興充実を図り、地域の活性化や地域づくりに資することを目的とする。

また、この支援により、本土と町民との交流促進を担う人材の育成、将来において町内の地域貢献、産業振興に資する人材の育成を行うことを目的とする。

### (組織)

第2条 前条目的達成のために、与路小・中学校存続推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置し、本校に事務局を置く。

### (募集方法)

第3条 本制度による募集方法は、校区外の子ども（以下「留学生」という。）を、保護者（以下「実親」という。）に代わって、里親があずかって通学させるものとし、別紙の要領で募集するものとする。

### (募集基準)

第4条 本制度により受け入れのできる児童・生徒は、推進委員会で次の基準によって選考する。

- (1) 留学里親制度を理解し、留学生になることを希望する児童・生徒。
- (2) 別紙募集要領に適合する児童・生徒。

### (期間)

第5条 受け入れ期間は、原則4月から1年間とし、継続は可能とする。（里親と実親の合意による。）

### (契約事項)

第6条 本制度に合意し、契約した実親・里親及び推進委員会は、それぞれ契約事項を履行する責任を負うものとする。

- (1) 基本的条件は以下のとおりとする。
  - ア 実親は本制度の目的達成のため、地域の生活慣習及び里親の養育に理解を示し協力すること。
  - イ 校区内に住民登録をする。
  - ウ 健康保険証を持参する。
  - エ 実親と里親は、推進委員会を代表する者の立会いのもとで契約を締結する。
- (2) 経費については、年度毎に物価の変動等を勘案して、推進委員会が決定し、実親及び里親に通知する。

- ア 委託料（居住，食費等）は月額7万円とする。その内訳は実親負担を2万円，町負担5万円として，それぞれ毎前月25日までに推進委員会に納入する。
- イ 教材費や学用品費・諸行事参加費・医療実費・衣料品費・小遣い等の費用は，実親が別途負担する。
- ウ PTA会費は，実親が負担する。
- エ 帰省等に係る留学生及び同行者の旅費は実親が負担する。

(3) 里親の義務

- ア 里親は，実親や学校・推進委員会と十分に連携しながら，留学生を養育し，本制度の目的が達成できるよう努力すること。
- イ 里親は，留学生の事故や病気によって同行者が必要な場合は同行すること。
- ウ 事故や病気が発生した場合は，速やかに実親と推進委員会に報告すること。
- エ 里親がやむを得ず里親を解消する場合は，前もって推進委員会に諮り，その承諾を得ること。（この場合，留学生の処遇については，推進委員会が全責任を負う。）

- (4) 長期休業または留学生の特別の事情により休学するときは，帰省するものとし，この場合，実親またはその委託を受けた者が同行するものとする。

(契約の解消)

第7条 次のような事態が発生した場合は，実親と里親と推進委員会及び学校長が協議し，合意のうえで契約を解消することができるものとする。

- (1) 留学生の問題行動により，本制度の機能が果たせないと認められたとき。
- (2) 実親側の特別な事情により，解約の必要が認められたとき。
- (3) 委託料や諸経費の納入が滞り，本制度の機能が果たせないと認められたとき。
- (4) その他本制度の目的を達成することができないことが明確で，契約の不履行が認められたとき。

(特記事項)

第8条 本制度の根本精神は，第1条（目的）で示しているように本校や本地域の豊かな自然環境や地域住民の温かい人情にふれあう学校教育や地域での活動をとおして，児童・生徒相互の豊かな感性や自ら学ぶ力などを育成し，本校の存続と教育の振興充実にある。

従って，あらゆることを判断するにあたっては，留学生の人権及び生命・心身の安全の確保を最優先とし，決して青少年の健全育成を妨げることがないように留意するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほかは，必要な事項は別に定めるとともに，実親・里親・推進委員会が協議して，善処解決を図るものとする。

附 則

この要綱は，平成27年4月1日から施行する。

この要綱は，平成29年4月1日から施行する。

この要綱は，令和6年4月1日から施行する。